

## 実証事業委託業務事後評価等に係る特別約款

2019年 8月 7日制定

### (事後評価の実施)

第1条 甲は、甲が別に定める「民間主導による低炭素技術普及促進事業」の実施方針に規定する実施期間（以下「実施方針実施期間」という。）の終了後に、乙に対して事後評価を行うことができるものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、事後評価を実施方針実施期間終了年度に行うことができるものとする。

### (追跡調査の実施)

第2条 甲は、当該委託業務における成果等の普及状況を把握するため、原則として、委託業務の完了又は委託期間の終了並びに本契約の解除（以下「委託業務終了」という。）から実施方針実施期間の終了後5年間まで、乙に対して、成果等の普及状況調査（以下「追跡調査」という。）を行うことができるものとする。

2 乙は、甲が前項に基づいて、実施する追跡調査に対して、回答をするものとする。

### (協力事項)

第3条 乙は、実証事業委託契約約款（以下「原約款」という。）第40条の協力事項に加えて、次号に定める事項を乙の負担において、甲に協力するものとする。

- 一 第1条に定める事後評価に係る資料の作成、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席
- 二 第2条に定める追跡調査に係る回答及びその資料作成等

### (存続条項)

第4条 甲及び乙は、原約款第41条の存続条項に加えて、委託業務終了の場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- 一 各条項の対象事由が消滅するまでの効力を有するもの  
第1条、第2条、第3条

(約款との関係)

第5条 本特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、2019年 8月 8日から施行する。